

平成 29 年 12 月 8 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

介護職種の技能実習制度について（実習実施者向け）資料の送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律規則等につきましては、本年 29 年 11 月 8 日付（介 102、保 145）においてご連絡申し上げているところです。

今般、厚生労働省担当部局より、介護職種の技能実習制度に関する実習実施者向けの、技能実習生の受入れに関する手続き等に重点をおいた資料を入手いたしましたのでご連絡申し上げます。

なお、介護職種の技能実習制度に関する制度内容および監理団体の許可申請手続きや技能実習計画の認定申請手続き、申請様式等については、以下のホームページに情報が掲載されておりますので、併せてご参照下さい。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会および会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

<関連ホームページ>

○介護職種の技能実習制度の関係法令や介護固有要件の概要、技能実習計画のモデル例等については、厚生労働省HP
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html>)

○介護職種における監理団体の許可申請手続きや技能実習計画の認定申請手続き、申請様式については、外国人技能実習機構のHP (<http://www.otit.go.jp/>)

<添付書類>

- ・介護職種の技能実習制度について（実習実施者向け）資料

以上

介護職種の技能実習制度について (実習実施者向け)

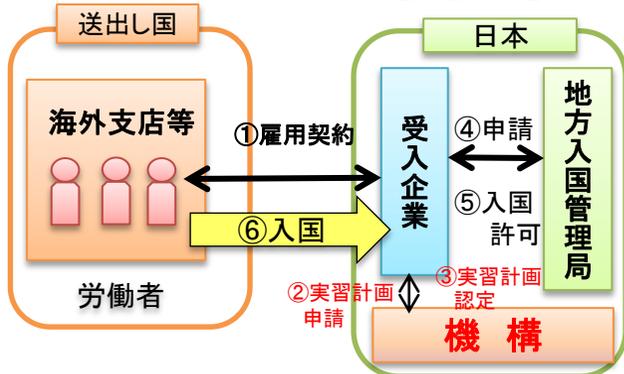
技能実習制度の仕組み（新制度の内容を含む。）

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約23万人在留している。
※平成28年末時点

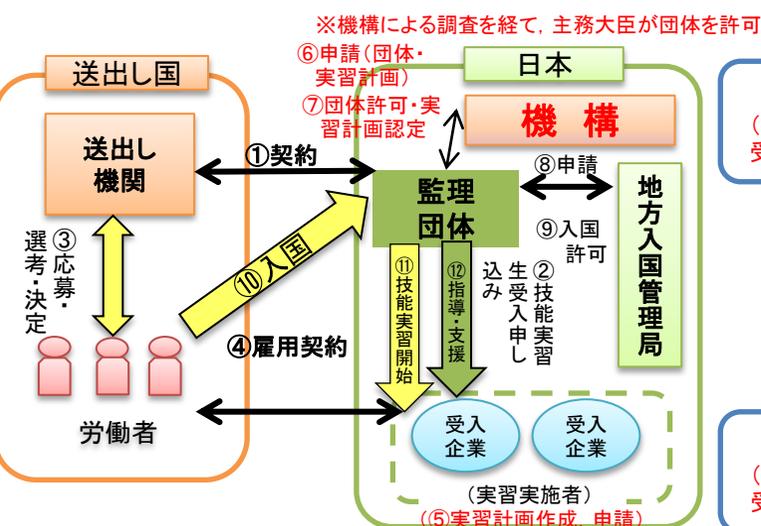
※新制度の内容は赤字

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

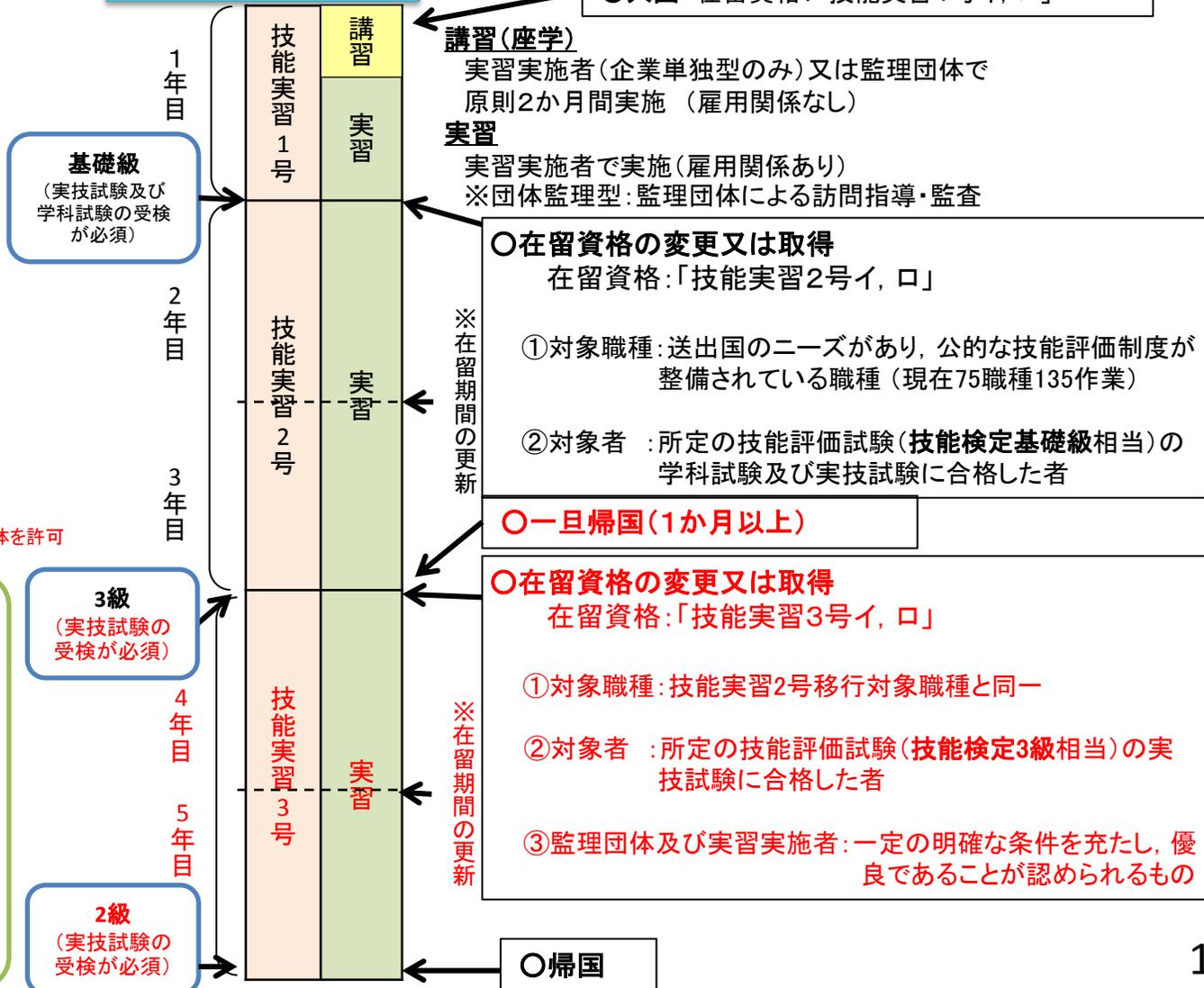
【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



技能実習の流れ



○入国 在留資格:「技能実習1号イ, ロ」

講習(座学)
実習実施者(企業単独型のみ)又は監理団体で原則2か月間実施(雇用関係なし)

実習
実習実施者で実施(雇用関係あり)
※団体監理型: 監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得
在留資格:「技能実習2号イ, ロ」

①対象職種: 送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種(現在75職種135作業)

②対象者: 所定の技能評価試験(技能検定基礎級相当)の学科試験及び実技試験に合格した者

○一旦帰国(1か月以上)

○在留資格の変更又は取得
在留資格:「技能実習3号イ, ロ」

①対象職種: 技能実習2号移行対象職種と同一

②対象者: 所定の技能評価試験(技能検定3級相当)の実技試験に合格した者

③監理団体及び実習実施者: 一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められるもの

○帰国

外国人技能実習生を受入れるまでの基本的な流れ

・実習実施者（社会福祉法人、医療法人等）が、技能実習を行わせる事業所（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、病院・診療所等）において技能実習生を受け入れるまでの基本的な流れは、以下の通り（団体監理型の受入れの場合）。

手順	留意点
(1) 監理団体 の選定	・技能実習機構の許可を受けた監理団体一覧が、技能実習機構のHPに掲載。 ・監理団体によって、また送出機関によって、 監理費（※） が設定。
(2) 監理団体に 技能実習生受入申込み	・技能実習生に関する要件⇒5ページ
(3) 送出国で実習生候補者と面接	・面接・選考の方法は、監理団体と個別に相談が必要。
(4) 技能実習生の選定	
(5) 雇用契約 を締結	・技能実習生に対する報酬の額が、 日本人が従事する場合の報酬額と同等以上 であることが必要。
(6) 技能実習計画の作成	・技能実習生ごとに作成が必要。具体的な要件⇒7ページ以下
(7) 技能実習機構への認定申請	・技能実習生受入れの概ね 4ヵ月前 を目途に申請が必要。
(8) 技能実習計画の認定	
(9) 地方入国管理局への申請	・計画の認定後、速やかに実施。標準審査期間は2週間。
(10) 日本大使館／総領事館への査証申請	・在留資格の認定後、速やかに実施。標準審査期間は5業務日。
(11) 入国	
(12) 入国後講習 （監理団体が実施）	・ 2ヵ月・320時間 （1ヵ月以上の期間かつ160時間以上の入国前講習を行った場合は、 1ヵ月間・160時間 ）以上を目安に実施。
(13) 実習開始	・実習開始から 6か月経過後に介護報酬上の配置基準に算定 。

（※）監理費の種類は、「職業紹介費」「講習費」「監査指導費」「その他諸経費」に法令上区分されている。

技能実習の手続の流れ

番号	手続名	窓口	入国前					第1号技能実習					第2号技能実習					第3号技能実習														
			6か月前	5か月前	4か月前	3か月前	2か月前	1か月前	1か月目	~	7か月目	8か月目	9か月目	10か月目	11か月目	12か月目	1か月目	~	17か月目	18か月目	19か月目	20か月目	21か月目	22か月目	23か月目	24か月目	1月以上	1か月目	~	21か月目	22か月目	23か月目
1	技能実習計画認定申請(1号)	A	申請		標準審査期間 1~2か月 技能実習の開始予定日の4か月前までに申請。団体監理型の場合は、事前に監理団体に許可が必要。																											
2	在留資格認定証明書交付申請(1号)	B	申請		標準審査期間 2週間 技能実習計画の認定後、速やかに行う。																											
3	査証申請	C	申請		標準審査期間 5業務日 在留資格認定証明書の交付後、速やかに行う。																											
4	技能検定等の受検(基礎級)	-	申込		受検		受検推奨時期 計画満了日の3か月前まで																									
5	技能実習計画認定申請(2号)	A	申請		標準審査期間 2~5週間 技能実習の開始予定日の3か月前までに申請。																											
6	在留資格変更許可申請(2号)	B	申請		標準審査期間 2週間 技能実習計画の認定後、速やかに行う。																											
7	技能検定等の受検(3級・実技)	-	受検推奨時期 計画満了日の6か月前まで																										申込		受検	
8	技能実習計画認定申請(3号)	A	標準審査期間 2~5週間 技能実習の開始予定日の3か月前までに申請。																										申請			
9	在留資格変更許可申請(3号)	B	標準審査期間 2週間 技能実習計画の認定後、速やかに行う。																										申請		許可は一時帰国後	
10	一時帰国(1か月以上)	-	在留資格変更許可申請により発生する特例在留期間(2か月延長)を活用して行う。																													
11	技能検定等の受検(2級・実技)	-	受検推奨時期 計画満了日まで																										申込		受検	

(注1) 窓口 A 機構地方事務所 / B 地方入国管理局 / C 在外日本国公館

(注2) 審査期間は、問題がない案件(提出書類の不備や申請内容の確認を要しないもの)についての標準的な期間を示したものであり、期間が前後することもある。

(注3) 上記の流れは、1号から3号まで在留を継続したまま技能実習を行わせる一般的な場合のものであり、新規入国が伴う場合には1号の場合と同様に2及び3の手続が必要となる。

介護職種の技能実習生の受入れに向けたスケジュール

主な事項	日付
職種追加の省令・介護固有要件を定める告示の公布	9月29日（金）
介護職種の監理団体の許可申請の開始 ※外国人技能実習機構 本部 監理団体部審査課にて受付	
①介護職種を含む監理団体の許可を新規で申請する場合	10月16日（月）
②既に監理団体の許可を申請しており、介護職種を追加する場合（*）	10月16日（月）
介護職種の技能実習計画認定申請の開始 ※外国人技能実習機構 地方事務所・支所 認定課にて受付	11月1日（水）

* 許可申請をされた時期によっては、当初申請された内容に基づき許可証明書を公布した上で、改めて介護職種を含む許可証を公布する場合があります。

施行日 平成29年11月1日

技能実習計画の認定申請、在留資格認定証明書交付申請及び査証申請の審査期間を考慮すると、技能実習計画の認定申請を行ってから、おおむね4か月後から受入れが可能となります。

外国人技能実習機構の地方事務所

地方事務所 全国13か所(本所8か所・支所5か所)

名称	所在地	担当地区
札幌事務所	北海道札幌市中央区北4条東2-8-2 マルイト北4条ビル5階	北海道
仙台事務所	宮城県仙台市青葉区一番町2-4-1 仙台興和ビル12階	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東京事務所	東京都港区港南1-6-31 品川東急ビル8階	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
水戸支所	茨城県水戸市大町1-2-40 朝日生命水戸ビル3階	茨城県
長野支所	長野県長野市南長野末広町1361 ナカジマ会館ビル6階	新潟県、長野県
名古屋事務所	愛知県名古屋市中区栄4-15-32 日建・住生ビル5階	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
富山支所	富山県富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル12階	富山県、石川県、福井県
大阪事務所	大阪府大阪市中央区高麗橋4-2-16 大阪朝日生命館3階	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
広島事務所	広島県広島市中区大手町3-1-9 広島共立ビル3階	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
高松事務所	香川県高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル7階	徳島県、香川県
松山支所	愛媛県松山市三番町7-1-21 シブラルタ生命松山ビル2階	愛媛県、高知県
福岡事務所	福岡県福岡市博多区古門戸町1-1 日刊工業新聞社西部支社ビル7階	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県
熊本支所	熊本県熊本市中央区花畑町1-7 MY熊本ビル2階	熊本県、宮崎県、鹿児島県

技能実習制度本体(主な要件)

- 18歳以上であること。
- 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であること。
- 帰国後、修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- 企業単独型技能実習の場合にあっては、申請者の外国にある事業所又は申請者の密接な関係を有する外国の機関の事業所の常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。
- 団体監理型技能実習の場合にあっては、従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること。(※)
- 団体監理型技能実習の場合にあっては、本国の公的機関から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること。
- 同じ技能実習の段階に係る技能実習を過去に行っていないこと。

「介護」職種

<技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。>

- 技能実習生が次の要件を満たすこと。(日本語能力要件)

第1号技能実習 (1年目)	日本語能力試験のN4に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※1であること。
第2号技能実習 (2年目)	日本語能力試験のN3に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※2であること。

【※1】日本語能力試験との対応関係が明確にされている日本語能力を評価する試験(例「J.TEST実用日本語検定」「日本語NAT-TEST」)における日本語能力試験N4に相当するものに合格している者

【※2】上記と同様の日本語能力試験N3に相当するものに合格している者

(※)同等業務従事経験(いわゆる職歴要件)については例えば、以下の者が該当する。

- ・ 外国における高齢者若しくは障害者の介護施設等において、高齢者又は障害者の日常生活上の世話、機能訓練又は療養上の世話等に従事した経験を有する者
- ・ 外国における看護課程を修了した者又は看護師資格を有する者
- ・ 外国政府による介護士認定等を受けた者

前職要件（省令第10条第2項第3号ホについて）

団体監理型技能実習の場合は、技能実習生は、日本において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は団体型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があることが必要です。（省令第10条第2項第3号ホ）

本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること

「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること」については、日本において行おうとする技能実習において中心的に修得等をしようとする技能等について送出国で業務として従事した経験を有することを求めるものです。ただし、送出国で業務として従事していた業務の名称が形式的に同一であることまでを求めるものではありません。

団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること

以下①から③までの場合が該当します。

① 教育機関において同種の業務に関連する教育課程を修了している場合（修了見込みの場合も含む。）

教育機関の形態は問いませんが、教育を受けた期間については6か月以上であることが必要です。この場合、以下の資料を全て提出することが必要となります。

- ・ 教育機関と実習実施者、監理団体又は外国の送出機関との間において締結された協定書の写し（教育機関の修了生に対し日本での技能実習を行うことを支援する内容が定められたものに限る。）又は協定内容証明書
- ・ 教育機関の概要を明らかにする書類（同種の業務に関連する分野の教育を行っていることが分かる書類に限る。）
- ・ 技能実習生が当該教育機関において関連する教育課程を修了したことを証明する書類（修了見込みの証明も含む。）

② 技能実習生が技能実習を行う必要性を具体的に説明でき、かつ、技能実習を行うために必要な最低限の訓練を受けている場合

当該技能実習を行う必要性を具体的に説明できる場合とは、

- ・ 家業を継ぐことになり、当該分野の技能実習を行う必要性が生じた場合
- ・ 本国内で急成長している分野での就業を希望し、そのために当該分野での技能実習を行う必要性が生じた場合

などをいいます。この場合は、技能実習生に技能実習を行う必要性について具体的に記載させた理由書を提出することが必要となります。

また、技能実習を行うために必要な最低限の訓練としては、2か月以上の期間かつ320時間以上の課程を有し、そのうち1か月以上の期間かつ160時間以上の課程が入国前講習であること、1ヶ月以上の期間かつ160時間以上の過程が技能実習の職種に関連することが必要です。

③ 実習実施者又は監理団体と送出国との間の技術協力上特に必要があると認められる場合

実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間で技能実習制度を活用して人材育成を行う旨の協定等に基づき、技能実習を行わせると認められる場合です。この場合、実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間の技術協力上の必要性を立証する資料を提出することが必要となります。

技能実習制度本体(主な要件)

- 技能実習を行わせる事業所ごとに、申請者又はその常勤の役員若しくは職員であって、自己以外の技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去3年以内に法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習を修了したものの中から、技能実習責任者を選任していること。
- 技能実習の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であって、修得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有するものの中から技能実習指導員を1名以上選任していること。
- 技能実習生の生活の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者の中から生活指導員を1名以上選任していること。
- 技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと。

「介護」職種

<技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。>

- 技能実習指導員のうち1名以上は、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者(※看護師等)であること。
- 技能実習生5名につき1名以上の技能実習指導員を選任していること。
- 技能実習を行わせる事業所が、介護等の業務(利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。)を行うものであること。《p9参照》
- 技能実習を行わせる事業所が、開設後3年以上経過していること。
- 技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況下での業務又は緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあっては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること。
(※)具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
- 技能実習を行う事業所における技能実習生の数が一定数を超えないこと。《p10参照》
- 入国後講習については、基本的な仕組みは技能実習法本体によるが、日本語学習(240時間(N3程度取得者は80時間。))と介護導入講習(42時間)の受講を求めることとする。また、講師に一定の要件を設ける。《p11～13参照》

対象施設

【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設のうち、現行制度において存在するものについて、訪問介護等の訪問系サービスを対象外とした形で整理をしたもの】（白：対象 緑：一部対象 灰色：対象外又は現行制度において存在しない。）

児童福祉法関係の施設・事業
知的障害児施設
自閉症児施設
知的障害児通園施設
盲児施設
ろうあ児施設
難聴幼児通園施設
肢体不自由児施設
肢体不自由児通園施設
肢体不自由児療護施設
重症心身障害児施設
重症心身障害児(者)通園事業
指定発達支援医療機関
児童発達支援
放課後等デイサービス
障害児入所施設
児童発達支援センター
保育所等訪問支援
障害者総合支援法関係の施設・事業
障害者デイサービス事業(平成18年9月までの事業)
短期入所
障害者支援施設
療養介護
生活介護
児童デイサービス
共同生活介護(ケアホーム)
共同生活援助(グループホーム)
自立訓練
就労移行支援
就労継続支援
知的障害者援護施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通勤寮・知的障害者福祉工場)
身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場)
福祉ホーム
身体障害者自立支援
日中一時支援

生活サポート
経過的デイサービス事業
訪問入浴サービス
地域活動支援センター
精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場)
在宅重度障害者通所援護事業(日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る)
知的障害者通所援護事業(全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る)
居宅介護
重度訪問介護
行動援護
同行援護
外出介護(平成18年9月までの事業)
移動支援事業

老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業
第1号通所事業
老人デイサービスセンター
指定通所介護(指定療養通所介護を含む)
指定地域密着型通所介護
指定介護予防通所介護
指定認知症対応型通所介護
指定介護予防認知症対応型通所介護
老人短期入所施設
指定短期入所生活介護
指定介護予防短期入所生活介護
養護老人ホーム※1
特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)
軽費老人ホーム※1
ケアハウス※1
有料老人ホーム※1
指定小規模多機能型居宅介護※2
指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2
指定複合型サービス※2
指定訪問入浴介護

※1 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。)を行う施設を対象とする。

※2 訪問系サービスに従事することは除く。

※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。

指定介護予防訪問入浴介護
指定認知症対応型共同生活介護
指定介護予防認知症対応型共同生活介護
介護老人保健施設
指定通所リハビリテーション
指定介護予防通所リハビリテーション
指定短期入所療養介護
指定介護予防短期入所療養介護
指定特定施設入居者生活介護
指定介護予防特定施設入居者生活介護
指定地域密着型特定施設入居者生活介護
サービス付き高齢者向け住宅※3
第1号訪問事業
指定訪問介護
指定介護予防訪問介護
指定夜間対応型訪問介護
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

生活保護法関係の施設
救護施設
更生施設

その他の社会福祉施設等
地域福祉センター
隣保館デイサービス事業
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
ハンセン病療養所
原子爆弾被爆者養護ホーム
原子爆弾被爆者デイサービス事業
原子爆弾被爆者ショートステイ事業
労災特別介護施設
原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業
家政婦紹介所(個人の家庭において、介護等の業務を行う場合に限る)

病院又は診療所
病院
診療所

技能実習生の人数枠

受け入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定（常勤介護職員の総数が上限）した数を超えることができない。

<団体監理型の場合>

事業所の 常勤介護職員の総数	一般の実習実施者		優良な実習実施者	
	1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
1	1	1	1	1
2	1	2	2	2
3～10	1	3	2	3～10
11～20	2	6	4	11～20
21～30	3	9	6	21～30
31～40	4	12	8	31～40
41～50	5	15	10	41～50
51～71	6	18	12	51～71
72～100	6	18	12	72
101～119	10	30	20	101～119
120～200	10	30	20	120
201～300	15	45	30	180
301～	常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員の 20分の3	常勤介護職員の 10分の1	常勤介護職員の 5分の3

※ 法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業単独型技能実習も同様。

<企業単独型の場合>

	一般の実習実施者		優良な実習実施者	
	1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
	常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員の 20分の3	常勤介護職員の 10分の1	常勤介護職員の 5分の3

入国後講習の教育内容と時間数について

- 技能実習制度上、第1号技能実習生に対しては、日本語・労働関係法令等の4つの科目について、監理団体が原則2か月間の入国後講習を行うことが必要とされている。(雇用契約なし。入国後講習の内容は技能実習計画に記載。)
- 介護職種の技能実習については、基本的に、技能実習制度本体の仕組みによるが、日本語と介護導入講習については、以下の内容によることとする。(入国前講習を行った場合には、内容に応じて時間数を省略できる。)

講習内容	
科目※	時間数
日本語【詳細は①】	240
介護導入講習【詳細は②】	42
法的保護等に必要情報	8※ ¹
生活一般	—
総時間数	320※ ¹

(※1)技能実習制度本体上定められているもの。
総時間数については、第1号技能実習の予定時間全体の1/6(入国前講習を受けた場合は1/12)以上とされている。(320時間については目安として記載。)

①日本語	
教育内容	時間数(※ ²)
総合日本語	100(90)
聴解	20(18)
読解	13(11)
文字	27(24)
発音	7(6)
会話	27(24)
作文	6(5)
介護の日本語	40(36)
合計	240

(※2)日本語科目の各教育内容の時間数については上記を標準として、設定。()内に記載した時間数が最低限の時間数として求められる。

②介護導入講習	
教育内容	時間数
介護の基本 I・II	6
コミュニケーション技術	6
移動の介護	6
食事の介護	6
排泄の介護	6
衣服の着脱の介護	6
入浴・身体の清潔の介護	6
合計	42

N3程度以上を有する技能実習生については、①日本語のうちの「発音」「会話」「作文」「介護の日本語」について合計で80時間以上の受講を要件とする。各教育内容の時間数については、上記と同様。

日本人との同等報酬等、技能実習生に対する適切な待遇の確保

○技能実習生の待遇に関する要件

- ・ 技能実習生に対する報酬の額が、日本人と同等以上であること。（技能実習計画の認定申請の際に、同程度の技能等を有する日本人労働者と報酬の額と同等以上であることを説明する書類を添付）
- ・ 適切な宿泊施設の確保、入国後講習に専念するための措置等が図られていること。
- ・ 食費、居住費等名目のいかなを問わず実習生が定期的に負担する費用について、実習生との間で適正な額で合意がなされていること。（費用の項目・額を技能実習計画に記載。技能実習生が理解したことや額が適正であることを示す書類を添付。）

※ 介護職種については、日本人と同等の処遇を担保するため、外国人が理解しにくい日本独自の賞与や手当等の賃金構造、税金について、技能実習生が理解できるよう説明を徹底する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。

○労災保険関係成立等の措置

実習実施者又は監理団体は、事業に関する労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出をしなければなりません。

技能実習生の配置基準上の取扱い

○介護施設等における報酬上の配置基準の取扱いについて

- ・ 次の①又は②に該当する介護職種の技能実習生については、法令に基づく職員等の配置基準において、職員等とみなす取扱いとなる。

① 技能実習を行わせる事業所において実習を開始した日から6月を経過した者

② 日本語能力試験のN2又はN1（平成22年3月31日までに実施された審査にあつては、2級又は1級）に合格している者

○診療報酬上の配置基準の取扱いについて

- ・ 介護職種の技能実習生が、看護補助者として病院又は診療所において看護師長及び看護職員の指導の下に療養生活上の世話等の業務を行う場合における看護補助者の配置基準においては、当該技能実習生を員数に含めて算定しても差し支えない。

介護職種の技能実習制度に関するHPについて

- 介護職種の技能実習制度の関係法令や介護固有要件の概要、技能実習計画のモデル例等については、厚生労働省HP(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html>)で公表しています。
- 介護職種における監理団体の許可申請手続きや技能実習計画の認定申請手続き、申請様式については、外国人技能実習機構のHP(<http://www.otit.go.jp/>)で公表しています。